

地域経済活性化支援機構の概要

概要

- 平成25年3月、企業再生支援機構を「地域経済活性化支援機構」に抜本的改組し、機能拡充
〔 英文名 : **Regional Economy Vitalization Corporation of Japan** / 略称 : **REVIC** (レヴィック) 〕
 - 従来の直接の再生支援に加え、地域活性化・事業再生ファンドの運営、専門家派遣等を追加
- 平成26年10月、REVICの機能を拡充
(機能の例)
 - リスクマネーの供給を促進するための、民間資金の呼び水としてのファンドへの出資
 - 経営者の再チャレンジを支援するための、経営者保証付貸付債権等の買取り・整理
- 機構は時限組織 (※)
 - 地域において自律的な取組みが継続するよう、地域金融機関へ地域活性化・事業再生等のノウハウを移転

(※) 支援・出資決定期限は平成30年3月末、機構の業務完了期限は平成35年3月末

基本方針

- 先導的な地域活性化・事業再生モデルの創造
- 地域活性化・事業再生ノウハウの蓄積と浸透
- 専門人材の確保と育成、及び地域への還流

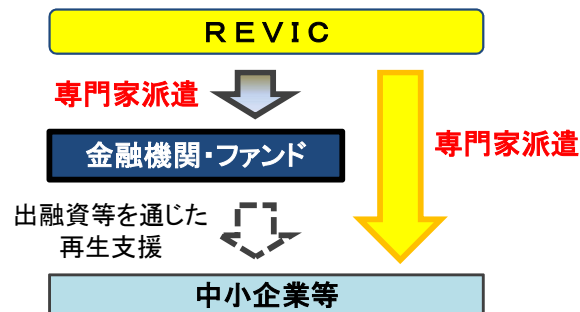
地域経済活性化支援機構の主な機能

再生支援業務

- 事業再生が必要な地域の中小企業等を支援
再生計画策定支援、債権者間調整、債権買取り、出資・融資・債務保証、専門家の派遣

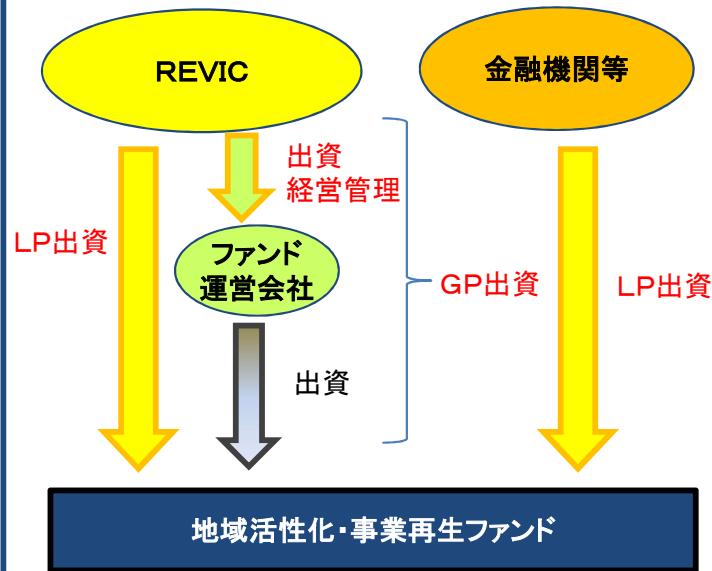
専門家派遣業務

- 機構の専門家を派遣し、以下の支援を実施
 - ・金融機関や機構が関与する地域活性化・事業再生ファンドの支援能力の向上
 - ・上記の金融機関やファンドの支援先である事業者の経営改善等



ファンド関連業務

- GP出資
地域活性化・事業再生ファンドに対する出資及び業務執行
- LP出資
地域活性化・事業再生ファンドに対する出資
※ 民間資金の呼び水としてのLP出資を行うことにより、地域活性化・事業再生ファンドの設立・資金供給を促進



GP: 無限責任組合員(ファンドへの出資及び業務執行)
LP: 有限責任組合員(ファンドへの出資のみ)

個人保証付債権の買取業務

- 経営者保証の付された貸付債権等を買取り、経営者の保証債務を「経営者保証に関するガイドライン」に沿って整理することにより、経営者の再チャレンジを支援

